



赤ちゃんができたとき／赤ちゃんが生まれたとき／ こどもが元気でいるために

●おなかの **中に 赤ちゃんができたとき**
◇母子健康手帳<おかあさんと 赤ちゃん 体のことを 書く ノート>を もらって ください

保健センターや 保健センター分室へ 行って 母子健康手帳<おかあさんと 赤ちゃん 体のことを 書く ノート>を もらって ください。保健センターや 保健センター分室は 姫路市に 6つ あります。

母子健康手帳を もらうときに 保健師<体のことを よく 知っている人>と 話すことができます。体のことや 赤ちゃんのことで 心配なことを 相談することができます。

姫路市は こどもがいる人を 助けています。保健師の 説明を 聞いて ください。

母子健康手帳は おかあさんと 赤ちゃんのことを 書く ノートです。大切にしてください。

おなかに 赤ちゃんが いることが わかったら すぐ 「母子健康手帳」を もらって ください。妊婦健康診査<おかあさんが 元気が 調べる>を 受けて ください。

外国語で 書いた 母子健康手帳も あります。英語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、中国語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語で 書いています。

◇妊婦健康診査<お母さんが 元気が 調べる>と 妊産婦歯科検診<お母さんの 歯が 元気が 調べる>の お金を 姫路市が 払います

妊婦健康診査<お母さんが 元気が 調べる>と 子宮頸がん検診<子宮 (赤ちゃんが 入っている ぶくろ)に 病気が あるか 調べる>は お金がかかります。かかった お金を 姫路市が 払います。14回、93,500円まで 払います。

おなかに 赤ちゃんが いる人と うんでから 1年3か月までの人は 妊産婦歯科検診<お母さんの 歯が 元気が 調べる>を 受けることも できます。

保健所健康課 電話 079-289-1641



赤ちゃんができたとき／赤ちゃんが生まれたとき／ こどもが元気でいるために

●赤ちゃんが 生まれたとき
◇市役所で すること

赤ちゃんが 生まれてから 14日の間に 出生届<赤ちゃんが 生まれた おしらせ>を 出して ください (25ページを 見て ください)

こどもの パスポートを もらって ください。大使館や 領事館で もらって ください。

赤ちゃんが 生まれて 30日の間に 在留資格<日本に いる 理由>を もらって ください。

入国管理局 電話 079-235-4688

◇7か月の こどもの 体の 相談

赤ちゃんの おおきさや 重さを はかります。わからないことは 相談ができます。いろいろ教えます。

相談票<案内の 郵便>が とどきます。相談の 日、時間、場所 (保健センターや 保健センター分室) が 書いてあります。そのときに 来て ください。

◇乳幼児健康診査<赤ちゃんが 元気が 調べる>

受診券<案内の 郵便>が とどきます。

それを 持って行って ください。健診<赤ちゃんが 元気が 調べる>を 受けることができます。

健診を 受けることが できるところ：

- ・4か月の こども……………病院
- ・10か月の こども……………病院
- ・1歳6か月の こども……………保健センター
- ・3歳の こども……………保健センター

保健所健康課 電話 079-289-1641

◇予防接種<病気に ならないために する 注射>

接種券<予防接種を 受けることが できる 紙>を 持って 病院へ 行って ください。

きまった こどもが 受けることが できます。お金は かかりません。

予防接種<病気に ならないために する 注射>の 本があります。保健所で もらって ください。英語、ポルトガル語、韓国語、中国語、タガログ語で 書いています。

保健所予防課 電話 079-289-1635

◇赤ちゃんや 小さい こどもの 病院の お金を 助けます (36ページを 見て ください)